

人口減少地域に関連する保育制度の概要①

(小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

平成19年10月1日現在

定員規模別	実数			構成比		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
～30	1,213	542	671	5.3%	4.8%	5.8%
31～45	2,016	1,127	889	8.8%	10.0%	7.7%
46～60	4,696	1,971	2,725	20.6%	17.5%	23.5%
61～	14,913	7,600	7,313	65.3%	67.6%	63.1%
計	22,838	11,240	11,598	100.0%	100.0%	100.0%

人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

(1) 設置場所が、以下の①～④にあること

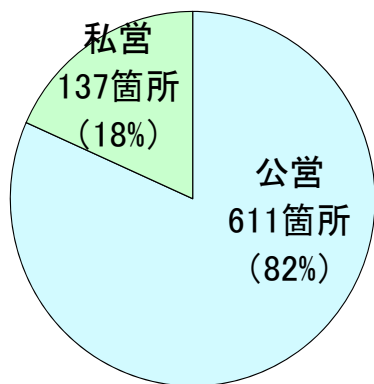
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内

(2) 設備・運営が以下の基準に合致すること

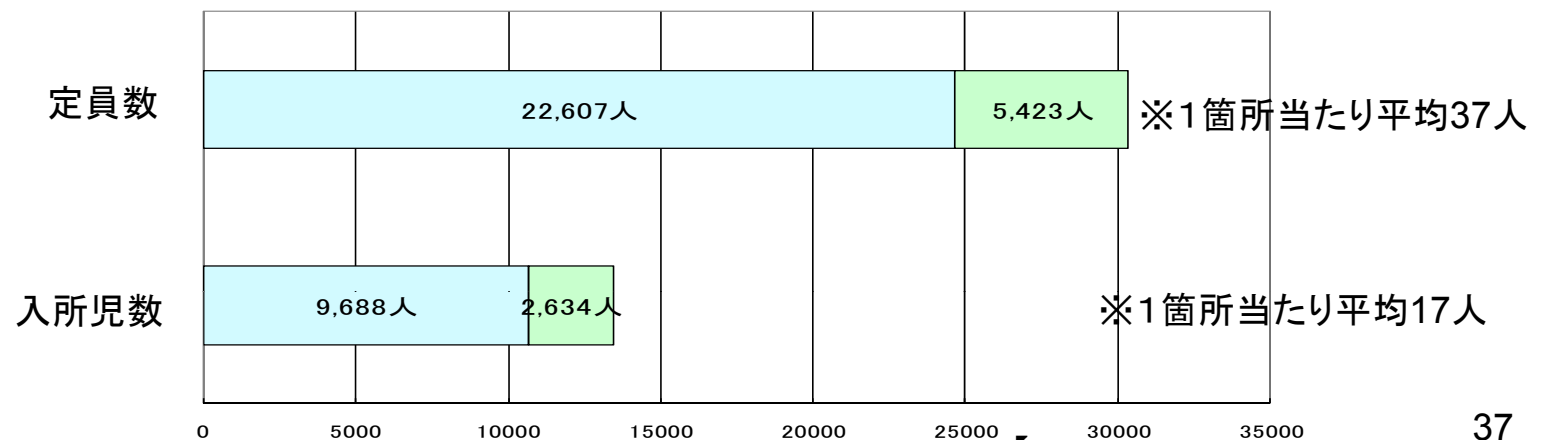
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
- ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
- ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
- ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

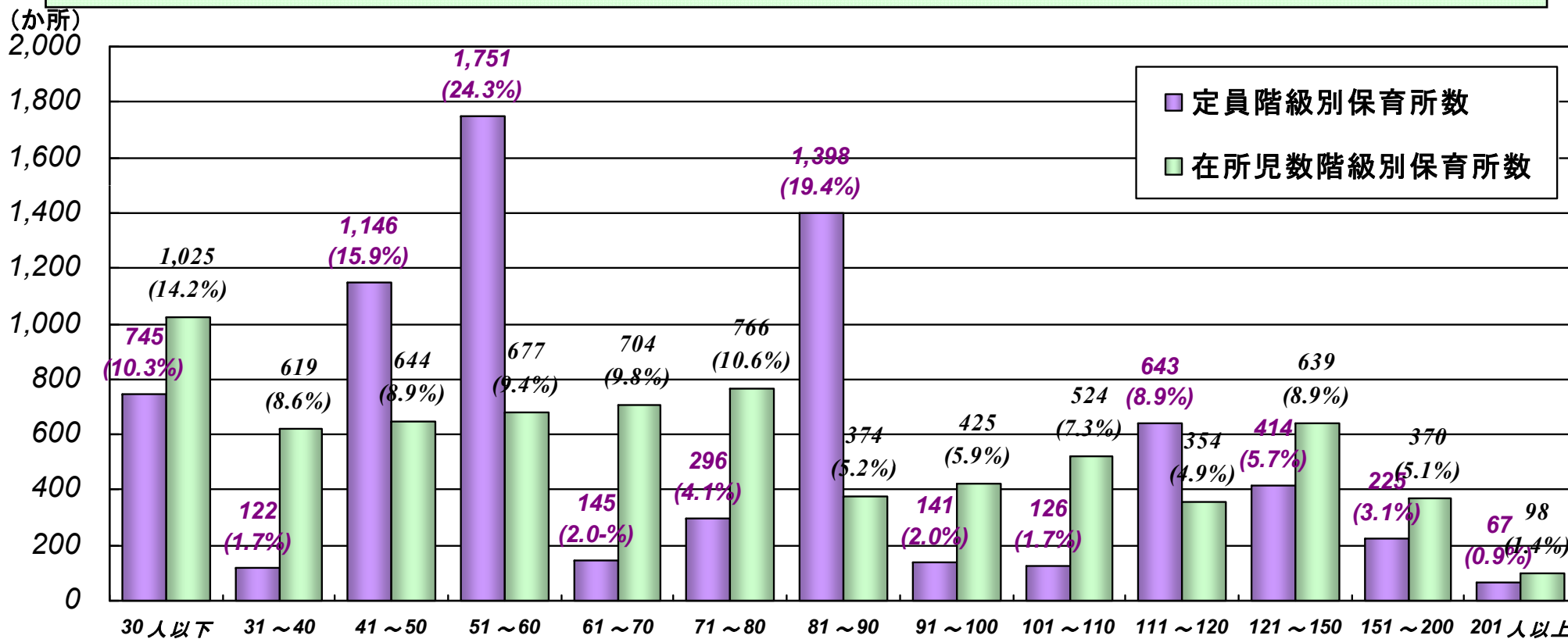


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成19年度交付決定数は605箇所

【出典：平成19年社会福祉施設等調査】

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下：35.3%

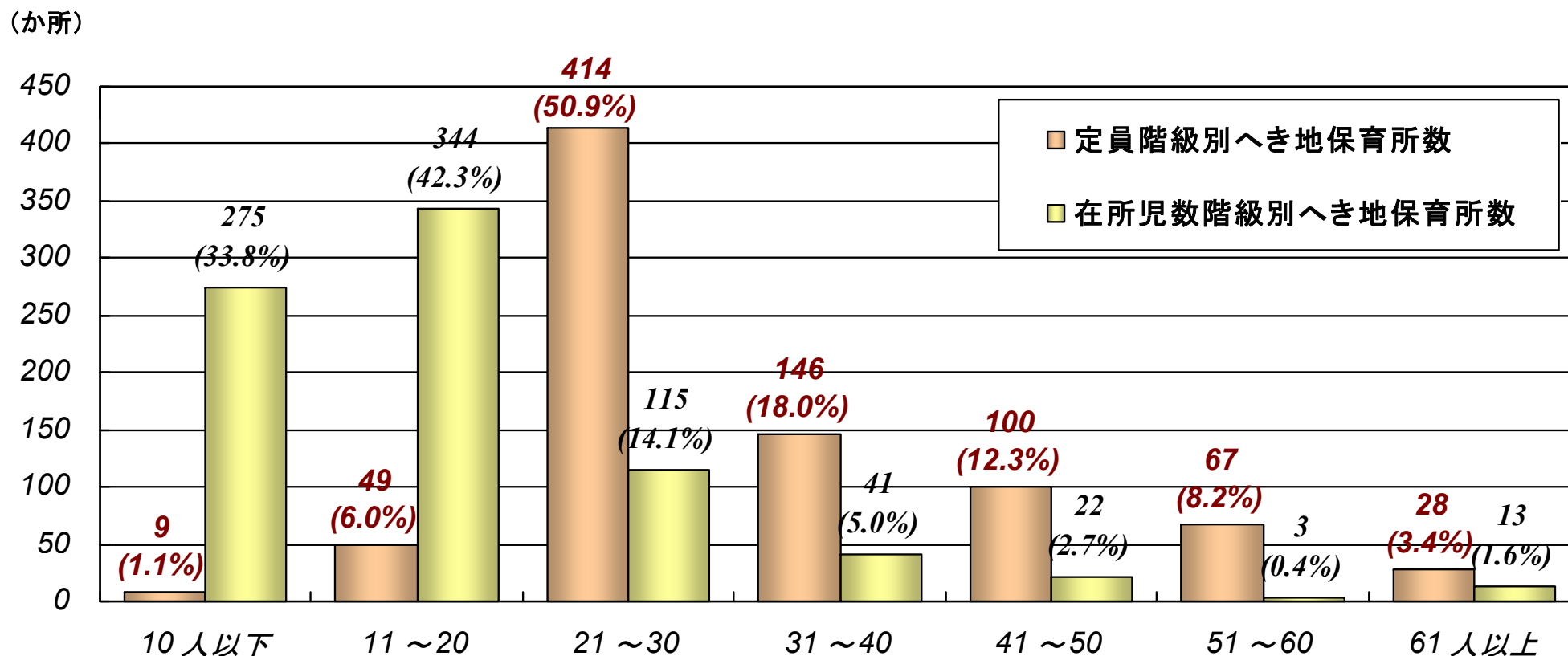
定員61～90人以下：27.6%

定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

＜幼児教育経験者比率＞

- ①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。
- ②過疎地域は総務省調べ。
- ③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

$$\text{幼児教育経験者比率} = \text{幼稚園就園率} + \text{保育所在籍率}$$

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

自治体の単独保育施設の概要について

東京都・認証保育所

趣旨	大都市特性の多様な保育ニーズに応えるために都独自の基準(認証基準)を満たして設置された保育施設。																						
設置主体	A型:民間事業者等 B型:個人																						
対象	A型:0~5歳 B型:0~2歳																						
規模	A型:20~120名 B型:6~29名																						
施設基準	認可保育所に準じた扱いとする。 ・ 面積基準 0歳児及び1歳児 A型3.3㎡/人、B型2.5㎡/人 2歳以上児 A型・B型ともに1.98㎡/人 ・ 職員配置 6割以上が保育士等 ・ 開所時間 13時間以上(月曜日から土曜日まで開所)																						
補助	【運営費】 (基本額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢 \ 定員</th> <th>30人まで</th> <th>31~60人</th> <th>61人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>126,770円</td> <td>105,800円</td> <td>96,180円</td> </tr> <tr> <td>1~2歳児</td> <td>86,780円</td> <td>65,810円</td> <td>56,190円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>57,250円</td> <td>36,280円</td> <td>26,660円</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>53,260円</td> <td>32,290円</td> <td>22,670円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上	0歳児	126,770円	105,800円	96,180円	1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円	3歳児	57,250円	36,280円	26,660円	4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円	【加算額】 ・定員45名まで:3,650円 ・定員46~60名 :2,730円 ・定員61名 :1,820円 ※その他、開設準備経費補助がある。
年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上																				
0歳児	126,770円	105,800円	96,180円																				
1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円																				
3歳児	57,250円	36,280円	26,660円																				
4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円																				
利用方法	施設と利用者との直接契約																						
利用状況	平成21年4月現在 施設数:448所 定員:14,161人 入所数:13,428人																						
利用料金	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収																						
地域外利用	補助対象は都内在住の児童 ※補助対象外児童の受入れは、各施設の判断による。																						

横浜市・横浜保育室

趣旨	保育に欠ける3歳未満の子どもが良好な環境で養育されることを目的とした事業であり、低年齢児の待機児童解消及び多様な保育ニーズに応えるため、横浜市独自の基準を満たしている認可外施設について、市が認定し助成する制度。
設置主体	個人、法人、任意団体
対象	助成の対象は0～2歳児(暫定的に3歳児も助成)
規模	3歳児未満が20人以上
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面積基準 乳児・2歳未満 2.475㎡/人、2歳児 1.98㎡/人 ・ 職員配置 最低必要人数の3分の2以上は、保育士等 ・ 開所時間 原則として月～金 7:30～18:30(日中11時間以上) 土曜 7:30～15:30
補助	0歳児 月額 105,100円 1～2歳児 月額 79,100円 (3歳児 暫定的に月額8,900円) ※障害児・時間外等に関する加算、家賃助成、設備助成などがある。
利用方法	施設と利用者との直接契約
利用状況	平成21年度 施設数:124所 定員 :4,087人 入所数 :3,329人
利用料金	3歳児未満は月額58,100円が上限(※一定の所得以下世帯や多子世帯には軽減制度あり)
地域外利用	助成は横浜市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。

仙台市・せんだい保育室

趣旨	認可外保育施設指導監督基準を上回る一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を認定し、運営経費の助成をすることにより、保育サービスの質の向上、保護者負担の軽減、保育基盤の整備を推進するもの。				
設置主体	個人又は法人				
対象	0歳児～未就学児				
規模	A型 45名以上 B型:10～59名				
施設基準	<p>認可外保育所基準を遵守。</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積基準 0歳児及び1歳児 A型:3.3㎡以上/人 B型:2.475㎡以上/人 2歳以上児 1.98㎡以上/人 職員配置 A型:全員有資格者(保育士等)、常勤職員:3分の2以上 B型:有資格者(保育士等)が3分の2以上、常勤職員:3分の1以上 開所時間 月～金 概ね7:00～20:00 (B型は19:00) 土曜 概ね7:00～18:00 				
補助		A型(定員45～60人)	A型(定員61人～)	B型	※その他、多子減免助成、延長保育助成、施設整備補助(A型対象)などがある。
	0歳児	118,440円	107,600円	55,400円	
	1・2歳児	54,150円	43,310円	32,900円	
	3歳児	32,030円	21,190円	16,100円	
	4歳児以上	26,410円	15,570円	13,900円	
利用方法	施設と利用者との直接契約				
利用状況	平成21年度(8月現在) 施設数:64施設 定員:2,347人 入所児童数:1,980人				
利用料金(月額)	0～2歳児:53,600円以下 3歳児:27,600円以下 4歳児以上:26,800円以下				
地域外利用	助成は仙台市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。				